

農林水産省指令5水管第3382号－2

神奈川県横浜市中区本町4丁目43番地
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
会長 富士原 康一

令和6年12月27日付けで認定申請のあった遊漁船業務主任者を養成するための講習の変更については、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第14条第1項第3号の規定に基づき認定する。

なお、この処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日（以下「起算日」という。）から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、起算日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）提起しなければならない。（ただし、起算日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月（又は裁決の日から1年）を経過したときは提起することができない。

ただし、上記の審査請求期間又は処分の取消しの訴えの出訴期間について、正当な理由があるときは、上記の限りではない。

令和7年1月22日

農林水産大臣 江藤 拓